

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

男女共同参画社会基本法の施行（平成 11 年6月）以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」といいます）の制定・改正、男女雇用機会均等法の改正など制度上の改善や啓発活動が進み、人々の男女共同参画に関する周知度や意識も高くなってきています。一方、依然として改善が進まない分野も少なくありません。

国においては、更なる男女共同参画社会の推進に向け、平成 22 年 12 月に第3次男女共同参画基本計画を策定しています。

この計画では、①実効性のあるプランとするため具体的な数値目標の設定を行うこと、②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・子育て支援」など、府省横断的に取り組んでいる施策との密接な連携を図ることなどを基本的な考えとしています。

<第3次男女共同参画基本計画>

強調すべき視点	今後取り組むべき喫緊の課題
①女性の活躍による経済社会の活性化 ②男性、子どもにとっての男女共同参画 ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応 ④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤地域における身近な男女共同参画の推進	①実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現 ③雇用・セーフティネットの再構築 ④推進体制の強化
施 策 分 野	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3 男性、子どもにとっての男女共同参画 4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 5 男女の仕事と生活の調和 6 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 7 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 8 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶 10 生涯を通じた女性の健康支援 11 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 12 科学技術・学術分野における男女共同参画 13 メディアにおける男女共同参画の推進 14 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 15 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	

岐阜県においては、平成 15 年に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、①あらゆる分野における男女共同参画の促進、②人権が尊重される社会環境整備、③男女共同参画の基盤づくりを政策の柱とした「岐阜県男女共同参画計画（第 2 次）」（平成 21～25 年度）が策定されており、これに基づき施策が推進されています。また、DV防止法に基づく「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」（略称：DV 防止基本計画）が平成 21 年 3 月に策定されています。

本町においては、平成 14 年度に垂井町男女共同参画プラン（以下「第 1 次計画」といいます）を策定し、学校教育や社会教育の中における教育・啓発活動、仕事と子育ての両立を図るための保育サービスの充実などを推進してきました。平成 24 年度に第 1 次計画の目標年度を迎えることから、国や県の動向に留意しながら、また、本町の第 1 次計画の取り組み状況や課題の整理、住民の意識の把握等を踏まえて計画の見直しを行いました。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

3 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

この計画は、町の総合計画を上位計画とし、子育てスマイルプラン、いきがい長寿やすらぎプラン 21、健康日本 21 たるい計画など町の関連計画との整合性を図り策定し、連携して施策を推進します。

4 計画の策定体制

(1) 垂井町男女共同参画プラン懇話会

計画の策定および施策について、様々な分野の住民の意見を聴取するため「垂井町男女共同参画プラン懇話会」を開催しました。

(2) 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議

男女共同参画に関わる施策は広範囲に及ぶことから、庁内に「垂井町男女共同参画プ

ラン行政推進会議」を設置しています。計画の具体的な検討を行うため推進会議の下に研究部会を置き、この部会において現状と課題の把握、計画案の作成を行いました。

(3) アンケートの実施

「垂井町第2次男女共同参画プラン」の見直しに先立ち、男女の地位の平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女の人権などについての住民の意識を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

また、役場職員や町内団体を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

(4) 関係団体アンケート

町内の各種団体に対して、団体活動・業務における男女の関わりや性別による問題点、男女共同参画についての意見などをたずねるアンケートを実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

計画案を、役場窓口、ホームページ、広報等で公表して、広く住民から意見を聴取しました。